



令和3年3月1日

## 山菜等の採取・出荷等について

まもなく春を迎え、山菜のシーズンが到来しようとしています。

福島県では、山菜15品目と樹実類3品目の放射性物質のモニタリング検査を行っており、その結果、食品中の基準値を超える放射性セシウムが含まれることが確認された複数の品目について、食品衛生法に基づき出荷が制限されています。

出荷が制限されている品目については、自主検査により食品中に含まれる放射性セシウム基準値100 bq/kg以下であることを確認した場合であっても、**出荷、インターネット等での販売、及び他人への譲渡をすることはできません。**

また、加工用の原材料として使用することもできませんので、ご注意ください。

### 県南地方で出荷が制限されている品目と市町村

区分	品目	該当市町村	制限内容
山菜	たけのこ	白河市、西郷村	出荷できません
	たらのめ (野生のものに限る)	白河市、西郷村、泉崎村、塙町、鮫川村	出荷できません
	わらび	鮫川村	出荷できません
	こしあぶら	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、 矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	出荷できません
	もみじがさ(しどけ) (野生のものに限る)	鮫川村	出荷できません
きのこ	野生きのこ (菌根菌類、腐生菌類)	棚倉町	摂取・出荷できません
		白河市、西郷村、泉崎村、中島村、 矢吹町、矢祭町、塙町、鮫川村	出荷できません

また、出荷が制限されていない品目についても、県によるモニタリング検査の結果から基準値以下であることを確認したうえで、出荷や加工品への使用が可能となりますので、検査前に集荷等をされることのないようご注意ください。

### モニタリング対象の山菜、樹実類

<山菜15品目>

うど、うわばみそう、おおばぎぼうし(うるい)、くさそてつ(こごみ)、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たらのめ、ふき、ふきのとう、みやまいらくさ(あいこ)、もみじがさ(しどけ)、わらび、たけのこ(孟宗竹、淡竹、真竹 ※種類毎に出荷を判断)、ねまがりたけ

<樹実類3品目> あけび、くるみ、とちのみ

### ◇その他

有毒植物による食中毒防止のため、知らない山菜は採取しない、絶対に食べないでください。判断に迷う場合には、山菜等に関する専門家、研究機関等にお問い合わせください。

### 【山菜等の採取等に関する問い合わせ先】

泉崎村役場、または福島県県南農林事務所森林林業部林業課までお問い合わせください。

泉崎村役場事業課産業係 電話 0248-53-2430

福島県県南農林事務所森林林業部林業課 電話 0247-33-2121